

(変更)

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	5 - 1
法令名	中小企業団体の組織に関する法律	根拠条項	5の17 - 1	
許認可等	協業組合の設立の認可			
1 根拠規定(許認可要件) 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を知事に提出して、設立の認可を受けなければならない。 知事は、設立の申請又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと、事業を行うために必要な経済的基礎を有すること、協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであることが認められるときは、設立の認可をしなければならない。				
2 審査基準 協業組合の設立の認可に当たっては次の要件を満たすものでなければならない。 中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合制度の運用について (平成21年3月30日付け20経第892号愛媛県経済労働部長通知)				
1 協業組合の設立の認可(法第5条の17)				
(3) 認可基準は、法第5条の17第2項に規定されているが、第1号の「法令違反がないこと」については、定款、協業計画、事業計画の内容が現に施行されている法令一般に違反することとならないか、発起人及び組合設立同意者全員が組合員となる資格を有し、かつ、組合員になる者であるか、その構成が中小企業者が4分の3以上を占めていることという要件を備えているか、創立総会が適法に開催されたか等を検討する。 第2号の「経営的基礎を有すること」については、所要資金の調達の見込み、役員の実業能力、経済環境等を総合的に判断する。 第3号の「生産性の向上に寄与するものであること」については、協業組合により単に形式的に事業を統合しても協業組合の事業に関して実質的には各組合員が従来どおり独立採算で行うような場合には、本号には該当しないものであり、協業することによってコストの引下げ、能率の増進等生産性の向上に寄与するものであることを証する書面の提出を求める等、協業の成果について検討を行う。 なお、協業組合が一手販売等を行うことにより不当に対価の引上げとなるような場合は、生産性の向上に寄与するものとは考えられず、公正取引委員会からの請求の対象ともなるので特に検討する。				
中小企業団体の組織に関する法律に基づく協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて (平成24年1月16日付け23経第585号愛媛県経済労働部長通知)				
1 設立認可申請書及び添付書類について 設立認可の申請手続きについては、中小企業団体の組織に関する法律施行規則(平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。)第3条に規定されているが、その書類の記載については、次により指導する。				
(1) 申請書 申請書の様式は、施行規則様式第2に示されているとおりである。 申請書には、発起人全員の住所及び氏名又は名称を記載、捺印するとともに、認可関係事務処理を円滑に行うため、発起人のうち1人を代表として選定する。 このため、他の発起人が認可申請事務を当該発起人に委任したことを証する委任状を提出する。 なお、事務職員、計理士等が発起人の委任状を添付して申請書に自己の氏名を記載することは施行規則違反であり許されない。				
(2) 定款				

一般的には、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「法」という。）第5条の18に定められた絶対的及び相対的必要記載事項が脱落することのないようにするとともに、できる限り、組合員の発言権を強化することによって組合の民主的運営を確保するために理事の専決事項を制限するように規定する。

#### ア 総則的事項

(ア) 名称 名称は、法第5条の4第1項に定められた文字を用い、かつ組合の実態が充分あらわれるように表示すること。

(イ) 事務所の所在地 事務所の所在地によって協業組合を所管する行政庁が異なることとなるため、事務所は主たる事務所及び従たる事務所のすべてについて記載すること。

なお、事務所とは取引を行う場所をいい、単なる連絡所、出張所等は含まれない。したがって、たとえば工場で生産を行っていても、そこで取引を行わなければ事務所とはいわないものであること。

(ウ) 公告方法 公告は、出資一口の金額の減少、合併等の場合に必要であるが、その方法は一般に周知せしめうるものであればよく、新聞に掲載して行う場合には、その新聞紙名を明確に規定すること。また、「必要があるときは」のような不明確な条件付きの表現、「・・・又は・・・」のような選択的な表現としないこと。

#### イ 事業

協業組合の事業は、組合員となろうとする中小企業者等の従来事業活動の全部又は一部を協業する事業又はその関連事業若しくはこれらに附帯する事業に原則として限定され、経済事情の著しい変動により事業の転換が必要である場合には知事の認可を受けてその転換にかかる事業を行いうることになっている。

これらの事業については、法第5条の8の規定により組合員は競業の禁止義務が課せられることになり、違反した場合は除名の原因となるものであるから、事業の範囲は明確に、かつ具体的に記載する。

また、設立当初から中小企業者等の事業を協業せずに、関連事業のみを行うことはできず、さらに協業対象事業を廃止してから相当の期間後に新たにその関連事業を開始することも許されない。

#### ウ 組合員

##### (ア) 組合員となる資格

協業組合の組合員となる資格は、いわゆる継続的資格要件を定めたものではなく、加入要件を定めたものである。したがって加入の際に定款で定める事業の全部又は一部を営むものであればよく、また、中小企業者以外の者も総組合員の4分の1を超えない範囲で加入することができることになっているので、中小企業者以外の者を加入させる場合はその旨を明記すること。

##### (イ) 加入及び脱退

a 加入については、協業組合がその諾否を決めることができるよう記載すること。

b 加入金（加入手数料を含む。）は、次の場合に限るものとし、その金額は他の組合員との均衡を保持する程度に止めること。

(a) 他の組合員との均衡上、特別の負担をさせる必要があるとき。

(b) 出資証券の交付、その他の手数料として少額を徴収するとき。

(ウ) 脱退者に対する持分の払戻し、持分の譲渡に関する承認の方法及びこれに伴う出資口数の減少に対する持分の払戻し等の規定については明確に規定すること。

#### エ 出資

##### (ア) 出資一口の金額

出資一口の金額は、協業を行う組織としての性格及び事業規模並びに組合員となる者の経営状態等を勘案し、協業を行うに適切な金額を規定すること。

なお、出資は、組合員となる者の事情の許す限り全額を払い込むこと。

出資を分割して払い込ませる場合は、少なくとも1年以内に全額の払込みを完了する方針をとること。

(イ) 現物出資をとる協業組合については、その旨を明記するとともに、現物出資についての評価

は、理事会等において適正を期すること。

#### オ 役員

##### (ア) 役員の資格

役員は、つぎのような条件を備えた者から選ぶようにすること。

- a 業界の事情に精通し、企業経営能力の豊富なもの又は組合の運営についての熱意と豊富な経験をもっているもの。
- b 責任感の旺盛なもの。
- c 監事については以上のほか会計監査について、専門的知識をもつもの。

##### (イ) 役員の定数

役員の数は、組合員数、事業の規模等を考慮して組合運営に必要な最小限度に止め、いたずらに名目的役員を置かないようにすること。

なお、定数の定款記載は、「何人」という確定数を記載してもよいし、「何人以上何人以内」というように上下限を設けた記載をしてもよい。

##### (ウ) 員外理事

協業組合の員外理事の定数は、定款で別段の定めのあるときのほかは、理事の定数の3分の1に限られるが、定款で定めればすべて員外理事であっても差し支えない。

##### (エ) 役員の選挙

- a 互選制をとるか、立候補ないし推せん制をとるかの別を明確に記載すること。
- b 被選挙資格を明確にすること。
- c 無記名投票による場合は、単記又は連記のいずれによるかを明確に規定すること。
- d 指名推せん制をとる場合は、その手続、方法等を明確に規定し、特に被指名人の選定方法については選考委員会による等、民主的な組合運営を確保することができるような方法を規定すること。

なお、協業組合の場合は、協同組合の場合におけるごとく、組合員全員の同意を必ずしも必要としないものであるから、適宜定款で定めて差し支えないが、少なくとも3分の2以上程度の同意を必要とすることとして規定すること。

##### e 累積投票

累積投票制度を採用する協業組合にあつては、その旨を記載すること。

なお、累積投票制度は、通常の決議方法によれば多数派が役員全員を選出するのに対し、少数派にもその持口数に応じて役員を選出する可能性を与えた一種の比例代表制度であるが、累積投票によるべきことの請求は、総会の5日前までにしなければならず、組合員の請求があつた場合は、議長は議決に先だちその旨を宣告して注意を喚起し、また、請求した書面は、総会終了後まで主たる事務所に備えおいて組合員の閲覧に供しなければならないものであるため、本制度をとる協業組合に対しては、適切に処理すること。

##### (オ) 役員の任期

役員の任期は、理事については2年、監事については4年以内において明確に規定するとともに、任期満了後であっても、後任者の就任するまでその職務を行うべき旨を記載すること。

#### カ 総会及び理事会

##### (ア) 会議の招集及び議決の方法

総会及び理事会の招集手続、議決の方法、議決の有効要件等に関する事項は、明確に規定すること。

##### (イ) 議決権及び選挙権

協業組合の議決権及び選挙権は、原則として各組合員平等に配分されるが、定款で定めるときは、総議決権数の2分の1以内で出資に比例して配分することができる。

したがって、出資に比例した議決権及び選挙権を与えるとは、平等割りの議決権数は、総出資口数を組合員の数で除し、その商より小さくない整数をもって平等割りの議決権数とするよう記載すること。

##### (ウ) 代理議決

総会における代理権を行使しうる範囲は明確に規定すること。また、理事会への書面参加

要件を明確にすること。

(I) 議事録

議事録の作成に関する事項は、議事録の作成手続及び議事録記載事項を明細に規定すること。

キ 会計

(ア) 事業年度

事業年度の開始日及び終了の日は、協業組合の行わんとする事業等を考慮して適当な日を規定すること。

(イ) 準備金、積立金及び繰越金

a 準備金、積立金及び繰越金の積立（繰越）率は明確に規定すること。

b 準備金及び積立金について、損失のてん補の順位を明確に規定すること。

c 剰余金の配当の基準及び方法は、明確かつ具体的に規定すること。

なお、協業組合の配当の方法は、定款に別段の定めのある場合のほか、出資口数に応じてしなければならないが、定款の定めは「取引分量配当」、「組合員配当」又は「従事分量配当」等協業組合の実情に応じて規定すること。また、出資に応じて配当する場合は協同組合の場合におけるごとく、必ずしも1割に限定する必要はなく、これも組合の実情に応じて規定すること。

(3) 協業計画書

協業計画書については、下記の事項を具体的に記載する。

なお、定款の変更によって事業を追加する場合（事業の転換の場合は除く。）にも、協業計画書を提出する。

ア 協業の目的

(ア) 協業組合を設立する理由、すなわち協業を必要とする背景及び協業により達成できると思われる効果

(イ) 協業組合が将来到達すべき最終目標としての事業の内容及び規模

イ 協業の対象事業の内容及びその経営の方針

(ア) 協業によって行わんとする事業の具体的内容

(イ) 協業の対象事業の経営にあたって、組合員となろうとする者の従来の事業との関連（たとえば、現物出資など組合員となろうとする者の設備、機械等をいかに利用するか等）

(ウ) アで記載される協業組合の最終目標に至る道程としての事業の長期計画

ウ 組合員になろうとする者の氏名及び住所並びに引き受けようとする出資口数

エ 組合員になろうとする者の事業の状況及び協業にかかる事業の廃止に関する計画

(ア) 組合員になろうとする者全員についての事業の状況、すなわち、生産量、販売量、流通経路、企業規模等について、協業の対象事業以外の事業をも含めて記載すること。

(イ) 協業の禁止の規定に基づき廃止をやむなくされる事業についての具体的な廃止計画

(4) 事業計画書

協業計画書が主として組合員になろうとする者についての計画であるのに対し、事業計画書は協業計画に基づいて協業組合が具体的に実施する事業の計画書であって、下記の事項を記載する。

なお、事業計画書は、少なくとも2事業年度について提出する。

ア 事業運営の基本方針

イ 実施する事業の種類

ウ 事業の具体的実施方法

エ 所要資金の調達方法

(5) 役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面

役員たるべき者の氏名及び住所を記載した書面には、氏名の上に理事及び監事の区別を、理事長、副理事長、専務理事又は代表理事を置いている場合は、理事の下にその旨を付記すること。

(6) 設立趣意書

設立趣意書は、協業組合設立の趣旨を簡明に記載すること。

(7) 組合員たるべき者の名簿及び加入申込書

加入申込書には、組合員になろうとする者がそれぞれの営む事業の部類に属する事業の全部若

しくは一部の協業をする旨を記載すること。

(8) 組合員たるべき者がすべて組合員となる資格を有する者であることを発起人が誓約した書面組合員たるべき者の氏名、住所、事業の種類等を記載した組合名簿を添付すること。

(9) 収支予算書

収支予算書は、次により作成すること。

ア 収入の部

事業収入、賦課金等収入及び事業外収入等に区分し、それぞれの科目、金額及びその積算基礎を明らかにすること。

イ 支出の部

支出の部は、事業費、一般管理費及び事業外費用に区分し、それぞれの科目、金額及びその積算基礎を明らかにすること。

ウ 予算科目

特別の事由のない限り、全国中小企業団体中央会の示す「中小企業等協同組合経理基準」に定める科目に統一されたものとする。

エ 予算の流用又は組替え

予算科目の金額は、原則として組替え又は流用をなし得ないこととし、やむを得ない事由によって組替又は流用を必要とするときは、総会の承認を得ること。

(10) 創立総会の議事録の謄本

ア 創立総会の議事録には、次の事項を記載すること。

(ア) 開催の日時及び場所

(イ) 出席者数及び出席者の内訳（本人、書面、代理人の別。）

(ウ) 出席した発起人、設立当時の役員の氏名又は名称

(エ) 組合員になろうとする者の数

(オ) 議長の氏名

(カ) 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

(キ) 議事の経過の要領及びその結果

イ 議事録の謄本には「原本に相違ない」旨の発起人代表による証明を付すること。